



船橋市議会議員（市民民主連合）



# 浦田秀夫通信

自宅 船橋市松が丘 3-49-2-207 TEL・FAX 047- 466-6019

事務所 船橋市高根台 6-38-9 携帯 080-1074-4455

137号（2021年春季）

メール urata.hideo.1950@gmail.com ブログ・FB 浦田秀夫で検索

## 新型コロナウイルス感染対策

# ワクチン接種と検査拡充は両輪で

令和3年第1回定例市議会では、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種やPCR検査体制の拡充、海老川上流地区の区画整理事業と医療センターの移転・建替問題について取り上げ質問しました。質問の中でワクチン接種と検査体制拡充は両輪で取り組むよう強調しました。

## ワクチンは個別接種方式で

市は65才以上の高齢者を対象にしたワクチン接種について、市民の利便性を確保するため、かかりつけ医を始めとして、普段と同じ環境で接種できる個別接種方式「船橋モデル」を開始することを明らかにしました。

かかりつけ医での接種は、特に高齢者の多くが持病を抱えていますので、症状や治療経過などを把握でき、正確な問診に繋がり不慮の事故防止につながるようになります。

## 接種実施医療機関の確保は

高齢者への接種については、2回の接種を12週間で終わらせることが目安とされています。短期間で接種を完了させるためには、多くの医療機関の協力が必要です。

インフルエンザの予防接種を行っている医療機関は190箇所です。市民の利便性を確保するためにも実施医療機関を190箇所に近づけることについて質問しました。

市は、市民にとっても、できるだけ身近な場所で接種を受けられる環境が望ましいと考えている。現在、市で実施する予防接種の中で最も協力医療機関の多いインフルエンザの接種体制を一つの目安としている。市としてできる限りの支援体制を整えて、少しでも多くの医療機関にご協力い

だけのように努めていきたい」と答弁しました。

## 入所者や在宅療養者の対応は

施設入所者や在宅介護者、在宅療養者などへの対応について質問しました。



市は、施設入所者へのワクチン接種に関しては

、嘱託医による施設内で接種や、提携先の医療機関に向いて接種を受けること。また、在宅介護者や在宅療養者などについては、かかりつけ医に向いて接種を受けることや、自宅で往診時に接種を受けることなどを想定していると答弁しました。

## ヘルパーを優先接種の対象に

感染者と接触する可能性の高い訪問ヘルパーなどが優先接種の対象になっていません。



政府に対し優先接種の対象とするよう要望する

とともに、市独自の判断で優先接種の対象にすることはできないか質問しました。

市は、現在、国が示す優先接種の対象には、訪

問ヘルパーなどの訪問介護事業所の職員は含まれていない。

国が定めたワクチン接種の優先順位を自治体の裁量で変更することはできないが、指摘の通り、感染リスクが高くなる訪問介護事業所職員の優先順位を前倒しすることは必要であると認識しているので、接種をする医師会の意見も伺い、必要に応じて国へ要望すると答弁しました。

(その後、国は訪問介護事業所の職員を優先接種対象にしました。)

## 副反応が発生した場合の対応は

接種実施医療機関では接種後の経過観察の場所などが確保できるのか、またアナフィラキシーなどの副反応が発生した場合に対応できるのか、副反応の責任は国か自治体なのか質問しました。

市は、医療機関では、乳幼児等の予防接種でも同様の対応をしており、今回の接種においても、待機場所については、各医療機関で工夫して対応していただけるものと考えている。

また、アナフィラキシーなどの副反応が発生した場合の対応については、市医師会で従来の定期予防接種と同様の備えで対処するとしており、各医療機関では定期予防接種の実施要領に従い、必要な薬品及び用具等を備えて重篤な副反応が発生した場合に対処していただくこととなります。

なお、副反応による健康被害が起きた場合は、予防接種法に基づく救済を受けることができ、救済措置に係る費用は全額国庫負担となっていると答弁しました。

## 万全の準備体制を整えて

最後に、ワクチンの具体的な供給スケジュールが定かでなく、本市で予定通り接種できるかどうかはワクチン供給が予定通りに行われるかどうかにかかっている。「船橋方式」による安全で有効な接種が行われるよう、実施医療機関の確保、実施医療機関への支援、副反応への対応や情報提供など万全の準備体制を整えることを要望しました。

## ワクチン接種は施設入所者から

その後市は、65才以上のワクチン接種については、ワクチン供給量が少ないため、対象人数を把握しやすい高齢者施設入所者から始める方針を示しました。当初、3月中旬に発送する予定であった受診券は、4月中旬以降になる見込みです。

# 高齢者施設職員などに PCR 検査を実施

市内で高齢者施設や医療機関などでクラスターが多発しています。市は高齢者施設等の感染者を早期に発見し感染拡大を防止するため



に、厚生労働省の要請を受け、高齢者施設等の従事者に対し2月下旬から3月下旬に一人当たり2回のPCR検査を実施することを明らかにしました。

対象者は高齢者施設181施設約6,500人と障害者施設43施設1,000人で各施設の希望を確認し実施されます。

そのことは評価しながらも、市は従来からこれらの施設で2週間に1回程度の定期検査が必要と言ってきた。これらの施設での定期検査については、どのように考えているのか。

また、他市で実施している全市民対象のPCR検査や65才以上の高齢者に対する無料のPCR検査のような社会的検査の実施について質問しました。

市は、高齢者施設等の従事者へのPCR検査を継続的に約2週間に1回程度で検査をすることが重要であると考えている。

今回、高齢者施設等の従事者に3月までに1施設あたり2回の検査を実施するが、その後の定期検査や社会的検査は、ワクチン接種の効果や状況を見極めたいとの答弁に止まりました。

## 検査体制の更なる拡充を

ワクチン接種の早期実施を望んでいますが、ワクチン接種の日程がずれ込む中、高齢者施設の従事者への接種は見通しが立っていないし、その効果もまだ定かではありません。

ワクチンの効果に期待するあまり、検査体制を緩めることがあってはならないと指摘し、感染拡大を押さえ込み、ゼロコロナを目指し、4月以降も高齢者施設等の従事者への継続的な定期検査や対象者の拡大、全市民対象にした社会的検査など検査体制の拡充を、ワクチン接種と両輪で取り組むことを強く要望しました。

## 医療の逼迫と病床の確保

公立病院が医療センターしかない本市では民間医療機関の協力によって、必要な病床の確保を図ってきました。2月17日段階では医療センターが32床、民間医療機関が79床、合わせて111床中97人が入院中で、病床使用率は87%で病床が逼迫している状況です。

医療センターでクラスターが発生した中、市内の医療の逼迫についてどうであったのか、病床確保は県の仕事ですが、市としての病床確保の支援策や今後の方針について質問しました。

市は、市内の新型コロナウイルス感染者の病床稼働が、最も逼迫していた1月の感染拡大した時期には、一時的に市内病院への入院が困難な状況となったこともあり、千葉県との広域調整に委ねざ

るを得ない事案もあった。

現時点では、新規感染者の減少に伴い、市内の病院への入院が可能な状況となっていますが、現在の入院患者の傾向とし



て、高齢の方で、酸素吸入が必要な方等、入院が長期化する患者が増加していることから逼迫が懸念される。今後の病床確保支援策については、空床補償等の病床確保支援事業及び、市単独補助により疑い患者入院受け入れに対する協力金の支給を引き続き実施します。また、市内での病床確保については、引き続き県に対して必要に応じて申し入れを行っていくと答弁しました。

この他、自宅療養者の容態が急変した場合の緊急搬送について質問しました。

### 予算総務分科会と総務委員会

## 避難所に太陽光発電と蓄電池の整備

避難所に指定された市内の小中学校や公民館などに太陽光発電と蓄電池を整備することについて、市から「千葉市や横浜市の事例を調



査している。設置施設の調査やプロポーザルの研究も行っている。来年度中に調査を終える」と前向きな答弁がありました。避難所の電源供給体制の整備は一昨年の台風15号によって県内で大規模かつ長時間の停電が発生したことから、市の地域防災計画に追加されたもので、事業の早期着手を求めました。

**行政防災無線について**、マンション建設の影響で聴こえなくなったとの市民からの苦情を紹介し、苦情への対応とともに、マンション建設にあたっては、事前に行政防災無線への影響について事業者に対し、調査と対策を講じるよう行政指導を行うこと求めました。

**指定管理者の指定にあたって**、市は令和2年度から労働者の労働条件を確保するために自己診断できる労働条件チェックシートを提出することにしましたが、その際、自己診断だけでは不十分で社会保険労務士による労働条件審査報告書の提出を求めました。

質疑の中で市は、令和4年から社会保険労務士

による労働条件チェックを行うことを明らかにしました。一歩前進したことを評価しながらも指定管理者制度だけでなく、委託契約や工事契約についても社会保険労務士による労働条件チェックを導入することを求めました。

## いじめ問題再調査委員会の設置条例

いじめ問題再調査委員会の設置条例は、教育委員会から報告された調査結果に再調査の必要性が認められた場合、市長がいじめ問題再調査委員会に諮問し、再調査を行うことで第三者委員会による迅速・公正かつ専門的な調査を行うことが可能となるものです。条例には賛成しましたが、市長による教育行政への介入を懸念する観点から質疑を行いました。

## 修学援助制度の申請方法を簡略化

修学援助制度の申請方法が簡略化され、収入を証明する書類が必要でなくなりました。また、これまで修学援助費は校長の口座から各保護者に振り込まれていましたが、新年度からは教育委員会から直接保護者の口座に振り込まれることになり学校現場の負担が軽減されます。

就学援助は、経済的理由で就学困難な児童生徒の負担軽減を図るために学用品、通学用品、郊外活動費などを援助するもので、約4,000名の児童、生徒が援助を受けています。

# 医療センター建替え土地区画整理事業と切り離しを

## 医療センター開院令和 8 年に延期

令和 5 年末の開院を目指していた医療センターの建替事業は、移転予定地である海老川上流地区土地区画整理事業の事業計画が変更されたことから、令和 8 年に延期されました。

海老川上流土地区画整理事業は、設置予定の東葉高速鉄道新駅の整備費に 50 億円、変更された区画整理事業費 192 億円の内、市負担金が 56 億円、病院用地購入（60 億円）を含めた医療センター建替事業の企業債約 437 億円の償還の市負担金が年 6 億円、35 年間で 210 億円などの財源が必要となっています。

また、移転用地は豪雨時の浸水や大地震時の液状化なども懸念されています。

## 事業の財源は確保できるのか

コロナの影響で令和 3 年度の市税収入は約 42 億円減収する見込みです。今後も市の財政は厳しさを増すばかりです。こうした中、これら事業の財源をどのように確保しようとしているのか。財源確保の具体的方法と金額を示してほしいと質問しました。

市は、国が基準財政需要額として示す額や、他市の一般財源の使われ方を比較検証し、本市において手厚くなっているものを今一度見直し、本市での財源投入の是非を評価していくことで、必要な財源を捻出していきたいと考えている。今後取り組んでいくので、具体的な金額を申し上げられる段階ではないと答弁しました。

再質問で、どう言う段階になったら明らかになるのか。事業に必要な財源の具体的な裏付けがないまま事業は進行していくのか質しました。

市は、新年度の早い段階で示したいと考えているが、必要な財源の捻出は事業を進めながら考えていくと、財源の裏付けがないまま事業を進めていく考えを示しました。

## 一度立ち止まって計画の見直しを

市長は前議会で海老川上流地区にこれだけ莫大な投資をしていくことがどういうことなのか、非常に難しいところはあるが、私どもは今だけの時代を生きているわけでない。30 年後、50 年後を見据えて、やれるとき、やるべきときにそれな



りの投資をして、それを後世に残して次の時代につなげていくことも行政として大きな責任を持っていると答弁されました。

それを否定はしませんが、市長がメディカルタウン構想を提唱した時と、今では市の財政状況やコロナ禍の経済社会状況は一変している。

市民のいかほどの方が、この時期にこの事業に莫大な投資をすることに理解を示しているのか、もう一度市民の意見を聞き、その上で今一度立ち止まって計画全体を見直し、海老川上流地区のまちづくりと医療センターの建替は切り離して行うことを検討すべきときが来ているのではないかと質問をしました。

## 市長の大局的判断に期待

市長は、確かにこの事業をスタートさせた時と今では財政状況も違っているし、社会の状況も大きく変わっていることは事実。

しかし、この事業をスタートすべきと判断したのはこの地域に墓地ができたり、整理されてない住宅地がどんどん展開していく、そんな形で放置したままでいいのかということがあったわけで、仮にここで放置したらその状況を非常に混乱した状態で次の世代につないでいくことになり、行政はその責任を問われることになる。

土地区画整組合設立準備会が地権者の 90% 同意をまとめている段階、医療センター建替えとの切り離しについては、その結論が出次第私としても明確に判断を示していきたいと答弁しました。

最後に市長の「あの地区をそのまま放置しておいていいのか」という気持ちは十分理解するが、市の財政状況や社会状況は一変している。

「今やれるときかやるべきときか」市長の大局的な判断に期待したいと述べ質問を終えました。